

杉浦 浩美 埼玉学園大学大学院准教授

再び「家族」がねらわれる！家庭教育支援法案と憲法24条

すぎうら ひろみ

立教大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士（社会学）。専門は、労働とジェンダー、マタニティ・ハラスメント、家族社会学。

著書に、『働く女性とマタニティ・ハラスマント—「労働する身体」と「産む身体」を生きる』（大月書店、2009年、第30回山川菊栄賞受賞）、共著に『セクシュアリティの多様性と排除』（明石書店、2010年）、『多元的共生社会の構想』（現代書館、2014年）、『なぜ女性は仕事を辞めるのか』（青弓社、2015年）、『新版 排除と差別の社会学』（有斐閣、2016年）等がある。

2018年9月に行われる自民党総裁選の結果次第では、この秋の国会で再び「改憲」が大きな争点となる。朝日新聞、読売新聞など各紙は、安倍首相が8月12日に行われた地元・下関市の講演会で、自民党の改憲案を秋に予定される臨時国会に提出できるようとりまとめを加速すべきとの考えを表明したと伝えている。報道されているように、このまま安倍首相が3選を果たすとすれば「改憲」をめぐる動きは、これまで以上に具体性を伴ったものとなるだろう。一連の改憲議論でもっとも大きな争点とされてきたのは憲法9条であるが、本特集が取り上げる24条もまた、長く「改憲」のターゲットとされてきた。なぜ、24条なのか。改めて24条の条文を以下に掲げる。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

「家族関係における個人の尊厳と両性の本質的平等」を謳ったこの24条は、戦前の家父長制的な家族のあり方、すなわち「家」の維持のためにすべての権限が戸主に委ねられ、個人の権利や選択が奪われていた家制度への強烈な反省となっている。憲法学者の若尾典子氏は9条とともにこの24条も「世界の憲法史上初めての規定である」と指摘し、「近代の公私の暴力性」に対し9条と24条は「対をなして対抗理論を構成している」と高く評価する¹。戦争という公的な暴力の否定とともに、私的領域における家父長制的な暴力支配も否定されることになったのだ。

この24条の草案を作成したのが、ベアテ・シロタという当時22歳の若い女性であったという事実も、

今では広く知られるようになった。GHQの民政局員として草案作成に携わったベアテ氏は、東京音楽学校のピアノ教授だった父レオ・シロタ氏と母とともに、5歳からの10年間という多感な時期を日本で過ごしている。そこで、いっさいの法的権利をもたない女性たちの悲惨な状況や抑圧的な家族のあり方に疑問や違和感を抱きながら成長した。後に草案作成に携わることになった時、少女時代の日本での経験が強い信念と情熱となってベアテ氏を突き動かしていることを、ベアテ氏自身の証言や数々の資料、映像素材などから知ることができる²。GHQが示した草案の中でもこの24条に対して、日本政府は特に強い抵抗を示したとされ、激しい論争があったと記録されている。それが、結果として家制度を解体し、法的権利を持たなかつた女性たちの権利を保障することにつながるものだったからだろう。ベアテ氏の情熱がなければ、家長制も家制度も、存続していたかもしれないのだ。

だからこそと言うべきなのか、24条は「改憲」のターゲットであり続けてきた。国家にとって、管理の単位としての「家族」、さらに「国民」を育成する場である「家庭」は介入したい対象であり続けてきたからだ。近年、その具体的な動きとして浮上しているのが「家庭教育支援法案」である。2016年10月に自民党から素案が公表され、その後、修正が加えられながら成立が目指されているこの法案については、既に多くの論者からその問題点と危険性が指摘されている。「家庭教育を支援する」という一見、聞こえのいい表現のもとに何が行われようとしているのか、ぜひ、本誌の特集をきっかけに関心をもっていただきたい。

家庭教育への国家の介入について研究されてきた木村涼子氏は『家庭教育は誰のもの?』(岩波ブックレット)など、既に多くの場で問題提起をされている。本稿でも、国家が「家族」への管理統制を強めている現状と「のぞましい国民」の育成がどのように図られ

ようとしているのか鋭く指摘されている。哲学者の能川元一氏もまた、24条をめぐる「改憲」の動きについて多くの論稿を重ねられてきた。本稿では、24条改憲派の古典的論点（「縦の家族」「家族の相互扶助」「教育」）と新たな論点（「少子高齢化」「家族の多様化への抵抗」）を示されたうえで、改憲派の主張を支える右派のイデオロギーを明解に分析されている。憲法学者の清末愛砂氏も「家庭教育支援法案」について早くから論陣を張ってきたおひとりだ。本稿で清末氏が指摘されている「女性活躍推進政策と家庭教育支援の立法化の密接な関係」という論点は重要な指摘である。政府が理想的と考える、それゆえに保護や支援の対象とされる「家族」が極めて限定的であることが透けて見えてくる。ジェンダー研究者の海妻径子氏は、家庭教育支援法案の推進勢力である「親学」が、どのような性別観や論理構造をもって新しい世代をとりこんでいるのか詳細に分析されている。その戦略と広がりには改めて愕然とする。

少子化も、高齢化も、未婚化も、いじめも、貧困も、虐待も、DVも、「家族」をとりまくあらゆる問題がさまざまな支援を必要としていることは間違いない。だが、それらを「家庭教育」のせいにして特定の価値観を「教育」するための「支援」が求められているわけでは断じてない。ましてや、家族の多様性を否定して「特定の家族モデル」に押し込めたからといって、問題が解決するわけではない。そんな当たり前のことを、それでも改めて確認しなければならないほどの危機に瀕している現状をともに認識したい。■

《注》

- 1 若尾典子、2017、「第4章 自民党改憲草案二十四条の「ねらい」を問う」、本田由紀・伊藤公雄編著『国家がなぜ家族に干渉するのか』、青弓社、pp.121-154.
- 2 たとえば、書籍に『1945年のクリスマス—日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の伝記』(柏書房、1995)等、映画に『ベアテの贈りもの』(監督・脚本:藤原智子、2004年製作)がある。

「家族」と国家の管理統制

木村 涼子

大阪大学大学院人間科学研究科教授

はじめに—権利侵害の強化と、そのことへの実感の希薄さ

2018年8月8日、翁長沖縄県知事が死去した。ヒロシマとナガサキの原爆記念日にはさまれた日だった。翁長知事をはじめとして、それ以前の沖縄県知事が訴えて続けてきた、米軍に関する沖縄県民のマジョリティの要求を、安倍首相がどれだけ軽視しているかは、翁長知事死去直前の式典の映像でも、訃報への追悼においても、明らかだ。

それは他人事だろうか。「ヤマトンチュー」に届く沖縄の基地問題の情報はあまりにも乏しく、それに比例して「ヤマトンチュー」の沖縄への関心も低いと言わざるを得ない。東日本大震災・熊本など種々の被災地の状況や、フクシマが今も突きつける原発の底知れぬリスク。憲法が保障する種々の権利があからさまに脅かされていることがらは他にも多々ある。これらに直接関わりを持たない（と思いこんで

いる）地域や立場の人びとは、自分たちの権利も実は軽視されていること、今後さらに踏みにじられてい可能性に気がついていない、あるいは「見ないようになっている」のではないだろうか。

現在の日本は、民主国家として破綻している。種々の不正が明らかになっても、政権に居座る政治家、処分を免れる高級官僚、本来の役割を果たせていない国会のあり方に、多くの人びとが慣れつつあるような気がする。「世の中、そんなもの」と世知を語る時、「仕方ない」とニュースから目をそらす時、無力感におそわれて理不尽に対する怒りを放棄したくなる時、日々、わたしたちは、己の権利を自ら踏みつけている。

筆者は、人びとの「意識が低い」などと、馬鹿なことを言いたいのではない。人びとが「諦め」モード、「考えない」モードになっていくには理由がある。まずは、日々の生活で精一杯だからだ。自分の生活、子どもをはじめとした家族、老後、それらを守らねばならない。経済的にも、肉体的にも。

低収入世帯（貧困家庭）が増加する中、人びとの生活不安は深刻化している。生き残ることが第一の目的とならざるを得ない生活では、当然ながら日常の視野は狭くなり、自分が社会全体の中でどのように位置づけられ、「管理」されたり、「放置」されたりしているのかを考える余裕がない。

この二十年間の間に、わたしたちはここまで追い詰められている。さらに追い詰めるための法制度、社会システムがどんどん整えられつつある。最近で

きむら りょうこ

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程修了。博士（人間科学）。専攻は、教育社会学。大阪大学助手、大阪女子大学准教授を経て現職。

著書に『学校文化とジェンダー』（勁草書房、1999）、『〈主婦〉の誕生 婦人雑誌と女性たちの近代』（吉川弘文館、2010）、『家庭教育は誰のもの？ 家庭教育支援法案はなぜ問題か』（岩波ブックレット、2017）など。

いえば、働き方改革関連法案が強行採決されたことを思い出していただきたい。国民主権の大原則や、日本社会にくらす市民(citizen)の諸権利はないがしろにされている。あらゆる領域で社会的な公正がゆらぐと同時に、市民に対する管理統制が強化されつつあるのだ。

「家庭教育支援法案」が提案される背景

市民に対する管理統制が強化されつつあるという文脈で、「家庭教育支援法案」という実にソフトなネーミングの法案を取り上げることの意味がわかりにくいかもしれない。

「家庭教育支援」に近いものとして、1990年代から取り組まれている「エンゼルプラン」をはじめとする「少子化対策」がある。「少子化対策」と聞けば、必要だと思う人は多いだろう。現在文部科学省が「国民運動」として取り組んでいる「早寝早起き朝ご飯」や近年広まっている「親になるための親学」もこの法案と深い関係があるのだが、自分たちだって子育てには種々の悩みがあるし、世の中には、子どもを虐待死させるような親がいるのだから、そういうことが盛んになるのは必須なのだろう。

現在の安倍政権は、幼児教育の無償化を公約に掲げて誕生したが、子育てへの支援の必要性、それをもとめる声は人びとの間に広がっている。そんな中で、自民党から「家庭教育支援法案」が提出された場合、家庭教育を支援してくれるのはありがたいと思う人は多いかもしれない。特にニュースになるような「ひどい親」に育てられる子どもを救うことになるのであれば、時機にかなった法案だろう。とすれば、法案をきちんと読んでみようとする人も少ないし、読んだ場合も、そこに明記された管理の仕組みに気づかないことが多い。妥当なことを定めている法案ではないか、そう受け取められかねない。

しかし、自民党が成立を目指している「家庭教育支援法案」は、憲法「改正」を目指す流れとともにあり、国民主権をゆるがす危険な法案である。

けれども、「家庭」と名がつくだけで、政治的にあまり重要ではないとの印象をもつ人が少なくな

い。あるいは、前述したように、一部の「機能不全」に陥った家族のみに関わるものであり、「健全な家庭」を築いている「われわれ」にはサポートはあっても管理や抑圧を受ける局面には関係がないといった認識もありうるだろう。理由はいろいろと考えられるが、だからこそ、「家庭教育支援法案」に対する、社会的な注目度が低いことには強い危機感をおぼえる。

「家族」は常に近代国家にとって管理統制の場

「家族」はいまはじめて国家から管理統制を受けようとしているのではない。「家族」的なるものはさまざまに形を変えて古くから存在したが、産業化がはじまり日本が近代国家としての歩みを始めた時から、「家族」は、国家にとって管理統制のための基礎単位として重視されるようになった。

戦前の民法は、種々の議論を経て、封建的な家父長制を資本主義経済体制に適応的に整える形で成立した。家産、家業、家名などからなる「イエ」制度は、国父である天皇(と国母である皇后)を頂点とする家族国家観の下で、戦前の中央集権的な天皇制国家を支えた。産業化・都市化の進展は、性別分業と子ども中心主義、情緒的結びつきなどの特徴を備えた、夫婦とその子どもからなる、近代的な「家族」を生みだし発展させていった。産業構造の変化を背景に、社会・経済の基盤であった農村の村落共同体が徐々に弱体化するにつれて、「家族」が、経済的単位としても、「国民」や「労働者」を産み育てる場としても、国家にとって種々の政策の対象となっていく。

今般の法案では「家庭教育支援」が謳われているが、戦前の家庭教育にもとめられたことは、「良き臣民」や「従順な労働者」の育成だった。「国民=臣民」育成のために、明治政府はまず学校教育制度の整備を目指すが、社会教育(戦前の一時期は「通俗教育」と呼ばれた)や家庭教育に対する政策も多彩に打ち出すようになっていく。明治期の自由民権運動や大正・昭和期の社会主義運動への言論弾

圧をおこなうとともに、「富国強兵」「立身出世」「良妻賢母」「國体」「八紘一宇」などの国家目標が、まずは学校教育を通じて、子どもたちに「イデオロギー注入」されていった。そんな中、家庭教育や社会教育には、学校教育を補完する機能を求められたのだ。

思想・信条の自由が徹底して奪われた1930年代末から敗戦までの、いわゆる「ファシズム期」は、学校・家庭・地域社会・マスメディアへの管理統制を徐々に強めることによって現実化したことを忘れてはいけないだろう。

1945年の敗戦後、新憲法、新民法、教育基本法や社会教育法が戦前の反省を基に策定され、わたしたちは奪われていた諸権利をとりもどすことができた。その後、70年以上が経過する中で、権力や財を多くもつ者と持たざる者たちの利害対立による闘いは、さまざまなトピックをめぐり繰り広げられてきた。だが、冒頭で述べたように、この十年、二十年は、有する権力や財の多寡が、行使できる諸権利の多寡に直接的につながるような傾向を色濃くしつつある。

教育に関する闘争の大きな分岐点は、2006年の教育基本法「改正」だった。「家庭教育支援法案」は、多くの反対意見をねじふせるような形で教育基本法が「改正」されてしまったことと密接につながっている。「家庭教育支援法案」は、「改正」教育基本法に沿う方向で、国家が決めた画一的な「のぞましい国民」の育成を家族に強制するものである。すなわち、わたしたちは、どのような人間になるのか、どのように子どもを育てるのか、個人としての基本的人権である自由権を奪われるということだ。

環境整備のための財政的「支援」よりも 「のぞましい国民」育成の強制

1990年代から2000年代にかけての少子化対策を中心とした家庭教育に関する政策は、子育てのための環境を整備するための財政的支援が中心のものであった。しかし、「家庭教育支援法案」は、

望ましい子育てを行う保護者の責務を強調する。「改正」教育基本法と関連させてみていくと、そのことがよくわかる。

旧教育基本法は、國家が言論の自由を抑圧し、ファシズム体制を構築するために、学校教育が大きな力を発揮したことへの反省から生まれた。しかし、「改正」によって教育基本法は、國家がどのような国民をもとめるか、そのために国民が何をしなければならないかを、中心的な柱として構成された法へと変化した。「改正」点の問題は多々あるが、「改正」の柱を象徴する条項として、第二条「教育の目標」を引用しよう。

〈現行教育基本法の第二条〉

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

このように、「改正」教育基本法の第二条は、五項目にわたり、それぞれに複数の徳目キーワードを並べたようなものとなっている。そして、まさに今般、教科化される道徳教育の基礎にこの第二条が位

置づけられているのだ。この第二条は時の政権によつていかようにも解釈づけが可能であり、国民の思想統制に活用されることが懸念される。そうした国家権力による「不当な支配」の防波堤として、旧基本法では「教育行政」(旧第十条)をさだめていたが、「改正」はその役割を弱めるべく文言を変更してしまった。

「改正」教育基本法は、家庭での教育に関わる条項を二つ新設した点でも論議を呼んだ。子の教育についての保護者の「第一義的責任」をさだめた新十条「家庭教育」と、幼児期を「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」と定義する新十一条「幼児期の教育」である。この二つの条項を受けて、「家庭教育支援法案」は構想されている。

教育基本法「改正」の議論の際に、「教育の目標」第二条は、学校教育のみならず、家庭教育に対しても課されるものとなるのではないかとの議論がなされていた。この点について参議院で質問された際の文部科学大臣の答弁は、家庭教育も職業教育も社会教育も第二条に関わることを否定せずむしろ示唆するものであった(2006年12月5日参議院)。

自民党による「家庭教育支援法案」が、「改正」教育基本法との間に深い関係をもたせて構想されていることは、「家庭教育支援法案」の第一条の「法律の目的」として、「教育基本法の精神にのっとり、家庭教育支援に関し、基本理念を定め」と宣言していることにも明らかである。いまとなれば、家庭教育統制の法律をつくるためにこそ、「改正」教育基本法に、家庭教育や幼児教育の条項を新設したと考えるべきだろう。

2016年に自民党が発表した法案の第二条二項には、「改正」教育基本法の「家庭教育」の条項にもある「家庭教育の自主性を尊重しつつ」という文言が含まれていた。しかし、2017年初頭の報道で、この重要な文言は削除の方向で修正されていることがわかった。法律は、一節の文言、一つの単語の有無や選択が、重要な意味を持つ。「家庭教育の自主性を尊重しつつ」という文言の削除は、家庭教育に関して、家族メンバーの自由権を保障する根拠を

法的に奪う意味を持つ。この法案が人びとの権利を抑圧する意図をもってつくられていることの証拠といえる。

家庭教育に関わるもう一つの法案、 「青少年健全育成基本法案」

最後にもう一つ別の法案についても紹介しておきたい。

自民党によって、「家庭教育支援法案」とともに早期成立が目指されているといわれるのが、「青少年健全育成基本法案」である。「青少年健全育成」といえば、「有害図書」やインターネットの「有害情報」から子どもを守るという観点、それに対し、表現の自由の観点から議論があることなどを思い浮かべるだろう。この二つの法律は、セットで成立することで、「子ども／青少年のために」を合い言葉として、表現の自由の問題のみならず、思想・信条の自由や、子ども・青少年の人権を、国家が制限することを可能にする。

「青少年健全育成基本法案」は、2009年に制定された「子ども・若者育成支援推進法」の「改正」としての位置づけで提案されている。「青少年健全育成基本法案」は「子ども・若者育成支援推進法」から多くの条項や文言を引き継いでいるが、人権に関わる重要な文言はすべて削除するという重大な変更を予定している。たとえば、「子ども・若者育成支援推進法」第二条「基本理念」の「子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ」(二項)、「その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」(二項)や、「当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、」(七項)などの文言である。これらは、「青少年健全育成基本法案」において消えており、その代替となる文言は見つけられない。

「青少年健全育成基本法案」では、国による「健全育成」の定義や基準があり(すなわち「不健全」の定義・基準もある)、それを守ることが一般の国民の責務とされた時に、個人の内面の自由は侵されていく。上述のように、「青少年法案」には、近年国際的に重視されている子どもや青少年自身の権利とい

う発想もない。「青少年健全育成基本法案」はそういう意味で、「家庭教育支援法案」と極めて似通った危険性をはらんでいる。保護者、近隣住民、国民すべてが、「健全」に子どもを育てる責務を負うという点でも共通しており、「家庭教育支援法案」と「青少年健全育成基本法」がセットで成立すれば、強力な拘束力を發揮することになる。

「家庭教育支援法案」や「青少年健全育成基本法案」の背後には、「立派な親」をつくる「親学」なる政治活動が存在する。「親学」推進は21世紀初頭から全国的に展開するようになったものであり、2012年、超党派の国会議員による親学推進議員連盟（結成当時会長 安倍晋三）が結成の際にその政治性を顧みにした。日本会議との関係も深い。「親学」関係の書籍を読めば、いじめ・ひきこもり・自殺・少年犯罪・不登校・発達障害など子どもが抱える課題はすべて親の自覚や知識そして愛情のなきゆえだと、保護者を責めるメッセージに満ちている。とりわけ母親の責任を重視し、母親への脅迫的な言

説が目につく。しかも「親学」が唱える、日本の「すばらしい」伝統的子育てには、歴史常識としてあまりにもまちがいが多いとの指摘も後を断たない。

「家庭教育支援法案」の場合は、「ダメな親」がいる、課題をもつ子どもがいるということを突破口に、すべてのひとに「あるべき姿」を強制する。「青少年健全育成基本法」の場合は、青少年に「有害」なメディアコンテンツの規制を入り口にして、すべてのひとの言論・思想・表現の自由を脅かす、つまり国家権力による検閲を拡大強化していく道が拓かれる。子どもは、そうした管理統制強化のための「人質」なのだ。

家族は、良くも悪くも常に国家の管理統制の場であるからこそ、自由を含む諸権利をめぐる闘争の場でもある。憲法で定められ、歴史も証明しているように、自分の権利は日々闘い守る必要がある。疲弊や無力感にとらわれることは、権利の放棄だ。筆者自身、自らに言い聞かす日々である。■



なぜ憲法24条がねらわれるのか

—24条改憲論の論点とイデオロギー的背景—

能川 元一

神戸学院大学非常勤講師

はじめに

筆者は本年の前半に、保守・右派の憲法24条「改正」論に関する2本の論考を公表する機会を得た(能川 2018a、能川 2018b)が、内容的な重複を避けるよう心がけたためそれぞれ単独では24条改憲論の全体像を描けてはいない。本稿では先の2つの拙稿を前提とし、また紙幅の都合で十分には言及できなかった点については補足しつつ、右から24条改憲論の論点とその背後にあるイデオロギー的動機を整理してみたい。

24条改憲を重視する論者の間では改憲案のポイントはほぼ一致している。その内容は(A)家族は国家に保護されるとする家族保護条項を加える、(B)家族を社会の「自然」な基礎単位と位置づける、(C)家族間の相互扶助義務を加える、の3点となる(能川 2018b: 56-58)。なかでも特に重視されているのが家族保護条項である(伊藤 2016: 22、百

地・明成社 2014: 30-31)。本稿では基本的にこの3点をセットとする改憲案を想定して分析を進める。自由民主党が2012年に発表した改憲草案¹は明文の家族保護条項を含んでいないが、この点については後述する。

24条改憲の古典的論点

憲法24条は制定過程で日本政府がもっとも強く抵抗した条項の一つであり、サンフランシスコ講和条約の発効直後から改憲論議の対象となっていた。1954年の自由党「日本国憲法改正案要綱」²は「旧来の封建的家族制度の復活は否定」する一方、「夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重」し、「親の子に対する扶養および教育の義務、子の親に対する孝養の義務」を規定していた。現在の24条改憲案と方向性に大きな違いがないことがわかる。

現在の24条改憲論に見られる諸論点のうち、こうした講和直後の改憲論から受け継がれているものをあげるなら、「縦の家族」「家族の相互扶助」「教育」の3点となる。

「縦の家族」ないし「縦軸の家族」は右派の24条論にしばしば登場するキーワードである。現行24条1項の「夫婦」が「横の家族」であるのに対し、親から子、先祖から子孫へと続く「生命の継承」(伊藤・岡田・小坂 2017: 156)関係が「縦の家族」とされ、その価値を憲法に明記せよという主張である。

のがわ もとかず

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程単位取得退学。修士(人間学)。哲学。同研究科助手(2007年度まで)を経て現在神戸学院大学ほか非常勤講師。

著書に『憎悪の広告 右派系オピニオン誌「愛国」「嫌中・嫌韓」の系譜』(共著、合同出版、2015年)、『海を渡る「慰安婦」問題—右派の「歴史戦」を問う』(共著、岩波書店、2016年)など。

主導的な24条改憲論者の言説には、この「縦軸」が父系でなければならないとする明示的な主張はみられない。とはいっても、百地章が選択的夫婦別姓制度に反対する理由として「夫婦別姓制は必ず親子別姓をもたらすから」(百地2016:167)をあげていることを考えるなら、生物学的な意味での祖先、子孫を等しく尊重することを考えているとも思いにくい。法律婚を行う女性の大半が自分の親とは異なる姓をもつことになる(「親子別姓」という現状を意に介さずにいられるのは、やはり父系優先が自明視されているからだと見るべきだろう。

「家族の相互扶助」は自由党の改憲案要綱では「親の子に対する扶養」「子の親に対する孝養」と表現されていたものである。ただし今日の24条改憲論における「家族の相互扶助」には大平正芳政権時代に提唱された「日本型福祉社会」論が合流している点に留意しなければならない³。なお小坂実らは、「家族の相互扶助」の義務付けが「福祉切り捨て」につながるという批判をかなり意識しており、「仮にそれが国会発議や国民投票の妨げになるようなら、必ずしも置く必要はない」としている(伊藤・岡田・小坂2017:164-165)。

最後の「教育」は現行憲法が「行き過ぎた個人主義」を蔓延させ、家族の絆を軽視する風潮を生み出した、とするものである。自由党の改憲案要綱説明書においてすでに「現行の憲法と、之に基づく教育方針が極端な個人主義の立場から、家族という観念の抹殺を図ったのは行き過ぎである」という主張が見られるが、この「行き過ぎた個人主義」は現在でも右派の家族論に頻出するキーワードである(能川2018a:35-38)。後出の「少子化」という論点においても「行き過ぎた個人主義」はその主たる原因だとされる。教育をめぐる政治的対立といえばまずもって歴史教育、ついで道徳教育がとりあげられることが多いが、家庭科教育を問題視してきた論者の一人が、代表的な24条改憲論者の高橋史朗である。高橋は家庭科教科書に見られる「家族からの自立イデオロギー」が「少子化の根因である未婚化を推進」してきたとしている(高橋2016:277-288)。

この教育という論点に関しては、家庭教育に関する親の努力義務を新たに規定した「改正」教育基本法(2006年)や、自民党が国会提出を目指している「家庭教育支援法案」などにより、24条改憲論の狙いが改憲を待たずして先取りされた/されようとしていることにも留意しておく必要がある(打越2018)⁴。

24条改憲論の新たな論点

24条改憲が必要だとされるより現代的な論拠としては、「少子高齢化」がもっとも中心的なものである。社会的な関心が高いこともあってか、ほとんどの24条改憲論はこの論点に言及している。少子化が日本社会の直面する課題として強く意識されるようになったのは1990年のいわゆる「1.57ショック」以降であるが、「はたして年間50万人出生数で志願制の自衛隊を維持できるか否かを問うべき」(加藤2015:228)、「総人口の減少と人口構成のゆがみは、経済縮小や地方消滅、社会保障破綻を招くばかりか、治安や安全保障の危機をもたらす」(小坂2017:)のように、「国防」に対する右派の伝統的な関心との結びつきを示す主張もみられる。

もう一つの新たな論点としては、「家族の多様化への抵抗」がある。生殖技術の進歩、女性の権利および性的マイノリティの権利に関する意識の変化、性別違和の認知とそれに対する法律的な扱いの変化(性同一性障害特例法)、性規範や婚姻に関する意識の変化などは、現憲法制定当時においては十分に認識されていなかった、あるいはまったく想定されていなかった多様な家族のあり方に関わる問題を提起することになった。24条改憲論者のほとんどはこうした多様な家族のあり方に対する要望に否定的である。

現状において憲法24条との関係でもっとも言及されることが多いのは「選択的夫婦別姓制度」である。1996年の法制審議会において同制度を導入する答申が行われるなど政策課題としての歴史が古く、また実際に夫婦同姓を定めた民法が憲法24条などに違反するという趣旨の訴訟が提起されて

きたことを背景として、憲法24条は選択的夫婦別姓を要請していないとする主張は繰り返し唱えられてきた。前述した「少子高齢化」という論点との関連で、夫婦別姓が「家族解体」につながるという主張も右派の間ではポピュラーなものである。

他方で同性婚については、憲法24条は同性婚を想定していないという立場を日本政府がとっている⁵、右派論壇でも現行24条は同性婚を排除しているという見解(八木2015:228-229)が一般的であるため、現状では24条改憲論の論点として前景化されてはいない。しかしながら、24条改憲論やそれに関連した右派論壇の家族論を参照する限り、同性カップル、性別変更者を含むカップル、一人親世帯(とりわけシングルマザー世帯)などは「自然」な家族から排除されている⁶。家族を社会の「自然」な基礎単位とし国家が家族を「保護」するという24条改憲論は、「不自然」な家族の排除を確実なものとし、一人親世帯につながる離婚へのハードルを高くするという効果を期待したものだということがうかがえる(能川2018a:31-32、能川2018b:70-75)。

なお前述した通り2012年の自民党改憲草案には明文の家族保護条項はない。その代りに現行24条1項の「両性の合意のみ」から「のみ」が削除され、2項の「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族」から「配偶者の選択」と「住居の選定」が削除されている。もしこれらの変更が、いわゆる「官製婚活」(斎藤2017)に行政がより積極的に関与することや、三世代同居(とりわけ夫の両親との同居)を促進する政策をとりやすくすることを狙つたものだとすると、家族保護条項の目的は部分的には自民党草案にも盛り込まれていてことになる。

24条改憲論と右派のイデオロギー

日本における少子化の主たる原因が非婚化にあり、非婚化の背景には非正規雇用の拡大がある、という認識は24条改憲論者にも共有されている(小坂2017:14、高橋2016:274)。子育てへの経済的負担を軽減するための「親手当」といった政策提

言もみられないわけではない(加藤2016:11、小坂2017:14)。しかし24条改憲論の全体を見渡せば、主流をなしているのは家族の絆を認識させる教育や男女の「出会い」の場を増やす政策を、といった提言であり、子育て世代への経済的支援についてはむしろ冷淡な論調にも度々出会う(能川2018a:29-31)。そもそも結婚や子育てを政府が経済的に支援するのに24条改憲は不要であり、憲法25条の規定にもかかわらず生活保護の捕捉率が極めて低いことを考えるなら、家族保護条項が家族への経済的支援を確実なものとする保証もない。

少子化という課題に、必要性にも実効性にも疑問符がつく24条改憲でとりくむという主張の動機を、より一般的な右派のイデオロギーのうちに求めると、その一つは「反個人主義」である。24条改憲論には、少子化を“結婚し、子どもを持つことを望む人々が幸福追求の実現を妨げられている”という視角はほとんど欠けている。むしろ個人の幸福を過度に追及しようとする風潮、先にも言及した「行き過ぎた個人主義」が積極的な結婚促進、出産促進策をとることを妨げている(加藤2015:227-228)のであり、だからこそ家族保護条項が必要だとされる(伊藤・岡田・小坂2017:153-154)ことになる。

もう一つ無視し難いのが「反共主義」である。2000年代前半には、少子高齢化を背景の一つとして導入された男女共同参画政策への右からのバッカラッシュが活発に行われたが、その当時右派論壇でたびたび繰り返されたのが“男女共同参画は(ないしその背後にあるフェミニズムは)隠れマルクス主義”という主張だった。例えば八木秀次は「ところでこうして今、法案や政府の方針に結実しようとしているフェミニズムの発想、具体的にはジェンダーフリーや「育児の社会化」の発想の淵源はどこにあるのだろうか。一般にはあまり知られていないが、この淵源はほかならぬマルクス主義にある」としている(八木2000:167)。2009年に成立した民主党政権の目玉政策の一つであった「子ども手当」について、野党時代の安倍晋三は「子育てを家族から奪い取り、国家や社会が行う子育ての国家化、社会化」「実際にポル・ポトやスターリンが行おうとしたこ

と」だと批判していた（安倍他 2010：54）。雇用の不安定化が非婚化の一因であると認識してはいても、資本の論理と対決することを避けるなら、解決策は別のところに求めざるを得なくなるわけである。

このように24条改憲論の主張は、右派の極めて基礎的な信条に動機づけられており、そのため客観的なデータによる反論を容易には受けつけない。24条をめぐる議論に際してはこの点を認識しておくことが不可欠であろう。■

《注》

- 1 自民党憲法改正推進本部（2012）「日本国憲法改正草案」（2018年8月15日最終アクセス）。
https://jimin.jp-east-2.os.cloud.nifty.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf
- 2 自由党憲法調査会編「日本国憲法改正案要綱」、東京大学社会科学研究所図書館収蔵、請求記号B:2602:62。2018年8月15日Web閲覧（以降も同様）。
- 3 高橋史朗は家族社会学者の加藤彰彦が「家族は、次世代育成のための自律的な基礎単位として、社会的、法的及び経済的保護を受ける権利を有する」という24条1項改憲試案を提唱しているとし、この試案について「「自律」という「自助」、「社会的、法的及び経済的保護」という「共助」、「公助」という日本型福祉社会にふさわしい家族保護条項案といえるのではないか」と評価している（高橋2016：271）。国家の不当な干渉を排することを意味するはずの「自律」を「自助」に結びつけるのは強引に思えるが、逆にいえばそれだけ高橋が家族保護条項を「日本型福祉」論に引きつけて理解している証左ともいえよう。
- 4 ただし安倍政権の教育「改革」には、講和直後から続いている保守派のアジェンダという側面だけでなく、サッチャー政権下のイギリスにおける教育「改革」をモデルにしているという側面もある（安倍他2005）。先に言及した「日本型福祉」論との結びつきともども、24条改憲論が単なる復古主義ではなく、新自由主義の要請に応えようとするものもあることを示しているといえる。
- 5 2015年2月18日第189回国会参議院本会議における安倍晋三首相の答弁。
- 6 右派の24条改憲論、家族論、育児・教育論においては、在日外国人や民族的マイノリティを含む家族の存在はほぼ完全に無視されている。家族が「日本人」からなるという前提の自明視が、とりわけ育児や教育に関わる政策にとって大きな問題をはらんでいることも指摘しておきたい。

《参考文献》

- 安倍晋三他（2005）「サッチャー改革に学べ！ 教育改革の任は国家にあり」『正論』2005年1月号、76-91ページ
- 安倍晋三他（2010）「暴走内閣を阻止せよ！ 「創生日本」と安倍晋三」『WiLL』2010年7月号、54-65ページ
- 伊藤哲夫（2016）「『三分の二』獲得後の改憲戦略」『明日への選択』2016年9月号、18-23ページ
- 伊藤哲夫・岡田邦宏・小坂実（2017）『これがわれらの憲法改正提案だ 護憲派よ、それでも憲法改正に反対か？』日本政策研究センター
- 打越さく良（2018）「家庭教育支援法の何が問題なのか？—24条を踏みにじる国家介入」中里見博他（2018）、43-74ページ
- 加藤彰彦（2015）「夫婦別姓制度導入は少子化を加速する 出生率向上に必要なのは伝統的拡大家族の再生だ」『正論』2015年12月号、224-231ページ
- 加藤彰彦（2016）『こうすれば少子化は克服できる 「家族人口政策」の提言』日本政策研究センター
- 小坂実（2017）「出生数100万人割れの「非常事態」その深刻さと対策を考える」『明日への選択』2017年2月号、10-15ページ
- 斎藤正美（2017）「経済政策と連動する官製婚活」本田由紀・伊藤公雄編著『国家がなぜ家族に干渉するのか 法案・政策の背後にあるもの』青弓社、87-120ページ
- 高橋史朗（2016）『「日本を解体する」戦争プロパガンダの現在 WGIPの源流を探る』宝島社
- 中里見博他（2018）『右派はなぜ家族に介入したがるのか 憲法24条と9条』大月書店
- 能川元一（2018a）「右派はなぜ24条改憲を狙うのか？—「家族」論から読み解く」中里見博他（2018）、17-44ページ
- 能川元一（2018b）「右派の「二十四条」「家族」言説を読む」早川タダノリ編著『まぼろしの「日本の家族」』青弓社、48-78ページ
- 百地章（監修）・明成社（編集）（2014）『女子の集まる憲法おしゃべりカフェ』明成社
- 百地章（2016）「第54講 夫婦別性〔ママ〕は違憲ではありませんでした。」『正論 SP 高校生にも読んでほしい そうだったのか！ 日本国憲法100の論点』産経新聞社、166-167ページ
- 八木秀次（2000）「「フェマルキスト」が歪める少子化対策」『諸君！』2000年3月号、163-171ページ
- 八木秀次（2015）「渋谷・同性カップル条例…先鋭化したジェンダーフリー 明治神宮が「同性婚の聖地」になる日」『正論』2015年5月号、226-233ページ

憲法24条改正の外堀を埋める 家庭教育支援の法制化問題について考える

清末 愛砂

室蘭工業大学大学院工学研究科准教授

憲法24条改正を求める動き

2018年3月22日、自民党憲法改正推進本部は憲法改正に向けた条文の素案（たたき台）をとりまとめた。具体的には、①自衛隊の憲法明記、②緊急事態条項（国家緊急権）の新設、③教育環境の整備、④参議院選挙合区解消の4項目である。これらは、前年5月3日に安倍首相が自民党総裁として提示した4項目（2017年5月3日付読売新聞朝刊安倍首相インタビュー本文および第19回公開憲法フォーラムに寄せたビデオメッセージ）を基本的に踏襲したものである。ただし、安倍首相が提示した「高等教育の無償化」は、同推進本部での検討の過程で教育環境の整備へと変更された。条文の素案が提示された3日後の2018年3月25日に自民党の

党大会が開催され、その場で憲法改正が2018年度の運動方針の筆頭に挙げられた。同年8月12日に安倍首相が下関市で開かれた講演会で述べたように、次期国会（2018年秋に開会が予測される臨時国会または2019年の通常国会）では自民党が憲法改正原案を国会に提出する可能性がある。それによりこれまで以上に、憲法改正の議論が加速することが予測される。

1950年代以降、日本では保守的な立場（以下「保守改憲派」という。）から憲法改正を求める動きが始まった。こうした動きのなかで、国防軍の設置、天皇の元首化、緊急事態条項の導入とともに、家族の保護や尊重を求めるための24条改正が大きなターゲットとして挙げられてきた¹。基本的に保守改憲派は個人の人権よりも家族を重視し、社会の基礎的単位を個人ではなく家族と考えている。こうした価値観は、天皇を国家の元首かつ唯一の主権者としていた大日本帝国時代に、明治民法によって導入された「イエ制度」の発想と酷似するものである。そうであるからこそ、象徴天皇制ではなく、天皇の元首化（それは必ずしも同帝国のような統治者／唯一の主権者であることを求めるものではない）を望む保守改憲派は、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を謳う24条の改正が必須だと考えてきたのである。

きよすえ あいさ

大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程単位修得退学。修士（国際公共政策、大阪大学）、Master of Research in Research Methods for the Social Sciences（英ブラッドフォード大学）。専門分野は憲法学（特に24条と平和主義）、家族法。大阪大学大学院国際公共政策研究科助手、同助教、島根大学男女共同参画推進室講師を経て、2011年10月より室蘭工業大学大学院工学研究科准教授。著書に『国会を、取り戻そう！—議会制民主主義の明日のために』（共編、現代人文社、2018年）、『右派はなぜ家族に介入したがるのか—憲法24条と9条』（共著、大月書店、2018年）、『自民党改憲案にどう向きあうか』（共編、現代人文社、2018年）など。

憲法24条改正に結びつく家庭教育支援の条例化と法制化の動き

上述したように、現在自民党が進めている憲法改正の具体的な項目には24条は含まれていない。しかし、それは自民党その他の保守改憲派が24条改正をあきらめたことを意味するわけではない。最初の憲法改正が成功すれば、長年のターゲットであった24条改正への着手が考えられる。ここで看過することができない点は、その改正の外堀を埋めるための動き、すなわち本稿が注目する家庭教育支援法案の国会上程に向けた動きが徐々に進められていることである。すでに、自民党は2016年10月20日に家庭教育支援法素案を発表している。また、新聞報道(例えば、2017年2月14日付朝日新聞夕刊)によると、同党は翌年2月に素案の修正を行ったとされている。

一方、地方自治体レベルで、例えば大阪市(2012年5月)や熊本県(同年12月)を筆頭に、家庭教育支援条例の制定が続いていることも見過ごすことができない。後述するように、家庭教育支援の条例化または将来の法制化はいずれも多数の人々に比較的受け入れやすい「家庭教育支援」の名の下で、公権力による家族への介入を可能とするものである。先に進められている地方での条例づくりの波は、国レベルでの法制化の動きと連動しながら、同時にその法制化を周囲から推進するものとして機能している。

公権力による家族への介入がすべて問題あるわけではない。例えば、DVや児童虐待といった家族内の従属関係／支配構造を利用してなされるファミリー・バイオレンス等への対応においては、被害者ができる限り早期に暴力から解放されるようするために、公権力の介入を含むさまざまな施策が求められる。この点は本稿の最後で再考する。問題となるのは、政府が何らかの国家政策を推進しようとする際に、国家にとって理想とされる一定の家族観を個々の家族に押し付けようとする場合である。現在進められている①地方レベルでの家庭教育支

援条例、および②家庭教育支援のための法制化という連動する二重の動きは、後者のパターンといえるものであろう。その点から、上述した憲法24条改正を求める発想との共通点やつながりを見出すことができるからこそ、これらが同条改正の外堀を埋める動きであるといえるのである。

次に家庭教育支援法の法制化の目的に着目しながら、その主な問題点をみていくことにする。なお、本稿では、紙幅の関係から地方自治体の条例については触れない。

少子高齢化対策としての 家庭教育支援の法制化

自民党の家庭教育支援法案の素案は、立法目的をどのように描いているのであろうか。少し長くなるが、それが明確にされている点を素案1条から抜粋する。

「同一の世帯に属する家族の構成員の数が減少したこと、家族が共に過ごす時間が短くなったこと、家庭と地域社会との関係が希薄になったこと等の家庭をめぐる環境の変化に伴い、家庭教育を支援すること(以下「家庭教育支援」という。)が緊要な課題となっていることに鑑み、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり、(中略)家庭教育支援に関する施策を総合的に推進することを目的とする。」

すなわち、家庭をめぐる環境の変化に対応するために、家庭教育支援のための施策とそれを支える法制化が必要ということが述べられているのである。立法目的を理解するためのキーワードは、①家族の構成員の減少、②家庭と地域社会との関係の希薄、および③教育基本法の精神の3点にある。

日本は世界有数の少子高齢国家であり、今後も人口の著しい減少を伴いながらその傾向が続いていることが予想される。そのために、政策上、労働市場や高齢者福祉の財源等を支える労働力の確保が喫緊の課題とされており、これまでにも出産奨励や子育て支援を促す施策が国および地方自治体の施策において導入されてきた。その一つが、2013

年以降の安倍政権の戦略として強く謳われるようになった女性の活躍推進政策である。

女性の活躍推進政策は、〈すべての女性が輝く社会〉をキャッチコピーとして、低迷が続いてきた日本経済の再興のための人材活用策の一環として取り入れられたものである。内閣のなかに「すべての女性が輝く社会づくり本部」(その事務局は内閣官房内の「すべての女性が輝く社会づくり推進室」)が設置されている。また、立法措置としては、2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、翌年4月1日から施行されている。

これまでになされた関連する閣議決定やすべての女性が輝く社会づくり本部が公表してきた政策パッケージ等²を読んでいくと、当初より施策の核の一つとされてきたものがみえてくる。それは、政府が理想的と考える父母および子からなる家族の妊娠・出産・育児・介護に対する支援の強化を進めることにある。また、それにより、これらの家族を持つ女性労働者、とりわけ経済的に国家に貢献できるとみなされた高学歴かつ高度なスキルを有する女性労働者が日本経済の再興を支える人材として、各ライフイベントにより労働市場から淘汰されずに、労働を継続または労働市場へ再参入できるようにすることが目指されている。したがって、女性の活躍推進政策とは人材活用政策だけでなく、同時に国家にとっての理想的な家族像を「標準家族」とすることを前提とする少子高齢化対策としての側面をあわせ持つ施策といえよう。ここに女性の活躍推進政策と家庭教育支援の法制化との密接な関係を見いだすことができる。

愛国心の強化策としての家庭教育支援の法制化

次に、家庭教育支援法案素案の立法目的のキーワードとして挙げた②家庭と地域社会との関係の希薄および③教育基本法の精神が有する問題点を述べる。

2006年12月、日本国憲法の原理に基づき民主・平和教育を促進してきた教育基本法が改正さ

れた。それにより、同法2条で規定されている教育の目標(改正前は「教育の方針」)に大幅な加筆がなされた。それに対し、特に5号として、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が国と郷土を愛することとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与すること。」が導入されたことが大日本帝国時代の愛国教育への回帰にあたるとして、教育従事者等から大きな批判が起きた。

大日本帝国時代の教育勅語等に基づく愛国教育および皇民化教育は、当時の帝国主義や軍事主義を強固に支える手段としての機能を果たした。その結果、植民地支配やアジア太平洋地域等への軍事侵略により国内外で甚大な被害が生じた。そうした教育への反省として、1947年に教育基本法が制定されたのである。

素案1条では、教育基本法の精神にしたがった家庭教育支援の施策の促進が謳われている。この場合の教育基本法とは2006年の改正後のものを指している以上、家庭教育支援法が制定されると、公権力により家庭教育の場においても同法2条5号が示す〈伝統と文化の尊重〉および〈国と郷土を愛すること〉(=愛国心)の醸成や促進がなされることになりかねない。そもそも「家庭教育」という言葉自体が大日本帝国時代の1882年に策定された「文部省示諭」の中で初めて用いられたことからもわかるように、日本社会では比較的新しい言葉である。愛国心を醸成し、その下で人々を動員していくために、学校と家を一体のものとしてとらえる施策が導入されるなかで、家庭教育という新語が用いられるようになったのである。こうした歴史的な背景に鑑みながら、現在進められている教育基本法の精神に即した家庭教育支援の法制化の意味を考える必要がある。

また、愛国心の醸成のツールとして公権力による家庭教育支援がなされるということは、憲法19条が保障する思想・良心の自由を侵害することにもなりかねない。19条は21条の表現の自由の保障とともに、精神的自由の中核を占めるものである。それを侵害するということは、基本的人権の包括的規定である13条が謳う個人の尊重を否定すること

にほかならない。

ここで、もう一つのキーワードである②家庭と地域社会との関係の希薄の問題について考えてみる。貧困や暴力等の問題を抱えた家族が地域社会から孤立していくと、公的な支援や救済のしくみに関する情報へのアクセスが難しくなり、被害が隠蔽・拡大する等の弊害が生じる。その文脈では、地域社会とのつながりは重要であり、全面的に否定できるものではない。しかし、この地域社会が大日本帝国時代の「隣組」と同じような機能を果たすことを期待され、実際にその目的で利用された場合には、地域ぐるみで各家族を監視する体制が構築されることにつながる。キーワード③として挙げた教育基本法の精神に基づく家庭教育支援と結びつき、各家族が愛国心の醸成のために地域に協力することが徐々に要請されるようになると、大日本帝国時代の動員・監視体制と同様のしくみができるのである。

公権力の介入はどこまで許されるか

本稿では、憲法24条の外堀を埋める家庭教育支援の法制化問題を主には少子高齢化対策および愛国心の醸成の観点から考察してきた。まとめとして再度、公権力による家族への介入がどこまで許されるのか、という点を検討したい。

各家族の私的自治の原則の観点からすれば、公権力が家族に介入することは許されない。日本を含む多くの国々では、DVや児童虐待等の暴力が生じていることが明白であろうとも、民事不介入の名の下で公権力がそれらの家族に介入せずに、結果的に暴力を見逃す事態が生じてきた。1970年代、世界各地で展開されてきた女性解放運動によりジェンダーに基づく暴力が問題視され、それへの対応としてDV防止関連の立法化がなされた。これにより警察による介入が可能となり、また暴力のサバイバーのために各種の法的救済の道が徐々に開かれた。家族内の従属関係から生じる暴力の被害から個人の尊厳を守るために、公権力の介入を一定程度認める施策がとられたのである。日本

では2001年にDV防止法が制定され、その際に家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を謳う憲法24条が憲法上の重要根拠条文となつた。

そうした事例から考えると、公権力介入を認めるか否かの線引きは人権侵害、被害者の救済、被害拡大の回避の観点から判断されるべきという一つの結論を導くことができる。すなわち、〈人権〉と〈個人の尊厳〉を基軸にすることで、公権力による精神的自由を含む各形態の自由権の否定と公権力による社会権的な介入の双方を担保するのである。本稿で述べたように、家庭教育支援の法制化はその立法目的からして前者に相当するものである。したがって、現在進められているその法制化の動きについては、憲法原理に照らして問題視することが求められているのではないだろうか。■

《注》

- 1 1950年代以降の保守改憲派による憲法24条改正の主張は、例えば、1954年の自由党による「日本国憲法改正案要綱」、2004年の自民党憲法調査会憲法改正プロジェクトチームによる「論点整理」、2012年の自民党による「日本国憲法改正草案」等に示された通りである。
- 2 女性が輝く社会づくり本部は、女性の活躍推進政策にかかる政策パッケージとして、「すべての女性が輝く政策パッケージ」(2014年10月10日決定)を公表し、それ以降は年度ごとに「女性活躍加速のための重点方針」を策定している(2015年版から2018年版)。

《参考文献》

- 清末愛砂(2018)「憲法の観点から家庭教育支援法案を考える—平和主義としての24条、自由権、社会権に着目しながら」『女も男も』No.130、10-15頁。
- 打越さく良(2018)「家庭教育支援法の何が問題なのか?—24条を踏みにじる国家介入」、中里見博・能川元一・打越さく良・立石直子・笛沼弘志・清末愛砂著『右派はなぜ家族に介入したがるのか—憲法24条と9条』大月書店、46-74頁。
- 清末愛砂(2017)「女性学・ジェンダー研究は変容を求められるのか—女性の活躍推進法時代を迎えて」『女性学』Vol.24、31-42頁。
- 木村涼子(2017)『家庭教育は誰のもの?—家庭教育支援法はなぜ問題か』(岩波ブックレットNo.965)、岩波書店

家庭教育支援法制定推進勢力は どのように新しい世代を取り込んでいるか

—「親学」の性別観と論理構造—

海妻 径子

岩手大学人文社会科学部准教授

「家族主義のパラドクス」

2017年就業構造基本調査によれば、介護離職者は9万9千人にのぼっているという。その8割は女性ということだが、後継世代における少子化・シングル化の進行を考えあわせれば、介護離職者における男性の割合も、今後増加することは容易に推測できる。介護保険の財源が逼迫し利用が抑制される中、自費で介護サービスを購入でき仕事を継続できる高所得者層と、離職せざるを得ず介護終了後も再就職の困難に直面する低所得者層の、格差拡大が懸念される。

伊藤公雄はOECD加盟国での家族支援政策費の対GDP比を比較して「アングロアメリカ社会（「自助」原則による希薄な社会福祉政策国）と、日本・韓国といった東アジアとイタリア・スペイン・ギリシャなどの南欧諸国が、家族政策負担を極端に回避し

ている…これら東アジア諸国と南欧諸国は、家族主義を重視していると自称する傾向が他の社会よりも強い…ちなみに、これらの諸国が急激な少子化社会（高齢化もあわせて）になっていることも、よく知られた事実である」（伊藤2017：163-164）と指摘する。伊藤はイタリアの家族社会学者サラチエーノの「家族主義のパラドクス」という表現を引用しつつ「いわゆる家族主義の諸国は、家族に対する政策的なサポートを十分せず、反対に育児や介護などのケアの労働を「家族（実際は女性たち）」に押し付けてきたのだ…その結果が、女性の「出産ストライキ」と呼ばれた急激な少子化傾向を生み出した」（前出：164）と述べている。家族主義に価値が置かれるがゆえに、政策的サポート無しに育児や介護を担えるゆとりが手に入るまでは婚姻や出産を人々が回避するという「家族主義のパラドクス」は、介護離職者増加の波が男性にまで及びつつある現在、誰の目にもそれがもたらす社会的破綻は明らかなように思える。

しかしこの明らかな破綻を目の前にしてなお、家庭教育支援法制定や憲法24条改悪という、精神主義的・懷古主義的な家族規範引き締めの動きが止まらない。戦後70年以上経つ現在、この家庭教育支援法制定や憲法24条改悪の動きを推進している層においても、戦後以降の家族体験しか持たぬ世代が大半を占めていると思われるが、家庭教育支援法制定の推進勢力の主張はどのように新しい世代を取り込んでいるのだろうか。その推進勢力

かいづま けいこ

お茶の水女子大学大学院博士課程単位取得退学。博士（学術）。専門分野は、ジェンダー研究・男性性研究。青山学院女子短期大学ほか非常勤講師のち、2005年より現職。単著に『近代日本の父性論とジェンダー・ポリティクス』（作品社、2004年）、『ゆらぐ親密圈とフェミニズム』（コモンズ、2016年）、共著に『〈共同研究〉近代世界システムと新自由主義グローバリズム：資本主義は持続可能か?』（作品社、2014年）など。

となつてはいるが、指摘される親学推進協会の言説を検討してみると、単純な伝統的家族規範への固執とは異なる主張もみられる。彼らの主張とはどのようなものであり、どのような層を家庭教育支援法制定や憲法24条改悪の動きへと取り込んでいるのだろうか。

「育児不安」研究の増加と保守層の認識転換

家庭教育支援条例・支援法制定の動き、およびそれに影響を与えたと考えられる「親学」の内容については、友野清文による詳細な検討がおこなわれているが、それによれば「家庭の教育機能の低下」が中教審答申で最初に言及されたのは1981年6月の『生涯教育について』であったという(友野2018)。以後、「家庭の教育力」…ははじめからその「低下」の認識とセットとして考えられてきた(前出:4)ものの、1991年4月に出された答申『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』では「仕事が多忙で父親が子どもの教育のことを顧みるゆとりがないのも大きな問題であり、父親をもっと多くの時間家庭に返してくださるように企業・官公庁にお願いする」「育児や教育は母親の役割」という考え方を改め、今後は、両親が家庭教育について常によく話し合い、協力していくことが大切」等の文言が盛り込まれるなど、以後2000年代初頭までの答申では親役割観・ライフスタイルの多様化が前提されていたと、友野は指摘している(前出)。

折しも1980年代末から90年代にかけては、発達心理学や小児保健学の領域で「育児不安」研究が盛んとなった時期であった。これら「育児不安」研究は、母性本能をもつ女性には生得的に育児への適性・十全の遂行能力が備わっているはずであるという、本質主義的性別観に対する実証的な批判となつたと同時に、地域コミュニティから孤立し悩みや不安を抱える親に対する、ソーシャル・サポートの必要性を提示するものでもあった。しかし、女性の就業継続希望に対する尊重や、男性片働きを前提とした社会諸制度と手薄な福祉の組み合

わせが女性や子どもの貧困を生み出すことへの認識、「サポート」が「介入」すなわち貧困層やマイノリティへのマジョリティの価値観の押し付けに転じてしまう境界をめぐる議論、等が十分に確立されぬ中で、社会構築主義的性別観は、「性別役割行動が後天的に学習されるものであるならば、女性達がその役割行動を担うことに疑問や不安・不満を持たぬよう、固定的性別役割観の学習機会を意図的に充実させねばならない」という保守層の認識をも生み出していくことになる。そのような「後天的な固定的性別役割観の学習」の体系化・組織化を、試み実践してきたのが、親学推進協会であると言えるだろう。

「親学」の主張内容と展開過程

親学推進協会のHPによればその設立は2006年12月21日のことであり(親学推進協会2018)、そのわずか一ヶ月後に提出される2007年1月の教育再生会議第一次報告に「教育委員会、自治体及び関係機関は、これから親になる全ての人たちや乳幼児期の子供を持つ保護者に、親として必要な「親学」を学ぶ機会を提供する」というかたちで「親学」という文言が盛り込まれるに至ることになるのだが(友野2018)、「親学」推進運動自体はそれ以前より展開されていた。親学推進協会が提唱する「親学」は、もともと地域活動家の益田晴代や小児科医の高橋えみ子、共励保育園理事長の長田安司らが2001年に設立した「親学会」によって提唱されたものであり¹、胎教や自然分娩、母親による乳幼児期(とりわけ三歳未満)の愛着関係の形成および情操教育の重視を主張する一方で、国際的にみて日本の児童家庭給付費が低いことを問題視したり(親学会2004)、「母親・父親を雇用している会社を訪問し、「子供の発達の特徴」や「親子の関わりの大切さ」を伝え、働き方の見直しに関心を持っていただく」よう働きかけを行う「親学出前講座」の充実(CANPAN FIELS 2010=2018)を図るなど、当初は必ずしも固定的性役割観の再生産だけに問題を収斂させてはいなかつたようである。だ

が「新しい歴史教科書をつくる会」等の活動で知られる高橋史朗が副会長となり、高橋の監修による書籍の出版を重ねる中で、もっぱら三歳児未満保育の否定や父親の権威復活に主張の力点が置かれるようになる。

2011年度に日本財団の活動助成を受けているのを最後に親学会の活動は確認できず（日本財団2011＝2018）、親学会のメンバーであった前出の高橋えみ子や長田安司、脳科学者の福田一郎らが親学推進協会の役員にも含まれているのが確認できることから²、同学会は親学推進協会へと吸収統合されたとみることもできる。だが同協会の上級の役員にはPHP総合研究所社長であった江口克彦、アサヒビール名誉顧問であった中條高徳ら保守的主張で知られる財界人、日本BE研究所所長の行徳哲男のような社員研修会社の経営者などが入っており、親学会から親学推進協会への移行に伴い、資本主義・企業文化に対する批判を提起しづらい方向へと、組織が変わったことは確かなようである。

他方で日本保育協会女性部長の山田和子、全日本私立幼稚園連合会長の吉田敬岳など、幼児教育・保育職の全国規模の職能団体役員もまた同協会の上級役員に組み込まれており、中級クラスの役員にも幼稚園の理事長・園長が散見される。同協会HPには「2016年3月末までに職員の方が親学アドバイザーの資格を取得された保育園、保育所、幼稚園のうち、掲載の許可をいただいた園」として全国13都府県の233園が掲載されている（親学推進協会2018）。親学アドバイザー取得には80分～100分の講義4回からなる「親学基礎講座」と、90分の講義4回と120分の演習2回からなる「親学アドバイザー認定講座」を受講した者に対し、同協会が受講態度や講座終了後に提出するレポートなどを総合的に評価し資格認定するとなっており、手軽な職員研修として利用する保育園・幼稚園も少なくないのかもしれない。だが女性の職業継続希望を「育児という面倒くさいことを避けようとしている」ととらえ、乳児期の母子の密着を美化して三歳児未満保育を否定する「親学」が、幼児教育・保

育職の研修として広がりつつあるのは、実に憂慮すべき事態ではないだろうか。

進む疑似科学研修の制度化

「親学」では「母性本能は後天的なものである」（親学会2006：224）等、社会構築主義的な性別観がしばしば示唆される。むしろ社会構築主義的な性別観にたつがゆえに、親というものの入り口に立ったばかりの乳幼児の親に対し、幼児教育・保育職からの働きかけを通じて後天的に固定的性別役割観を学習させ、その後の親たちのライフコース選択をより固定的性別役割観に沿うものへと誘導しよう（および、そのような固定的性別役割観を持つ親に育てられた子どもたちもまた、ゆくゆく固定的性別役割観を学習し内面化することを期待する）というプロジェクトが、「親学」なのである。

本質主義的性別観ではない「親学」を、固定的性別役割観と結びつける「糊」の役割をしているのは、主として脳科学である。脳が胎児期から乳児期、とりわけ生後一年以内までに驚異的なスピードで基底的な機能を発達させていくことが脳科学の知見として紹介され、したがってこの時期における脳への刺激は重要であり、ゆえに妊娠（期間中の胎教）・授乳（の際における見つめあい）という行為を介して最も胎児・乳児に刺激を与える母親の役割は、重要かつ他者には代替不可能、と説明される（親学会2004、2006）。しかしこの重要性の認識は本能的に認識されるものではないため、「親学」の学習を通じて後天的に獲得される必要がある、と主張されていくのである³。

脳が、胎児期から乳児期に驚異的なスピードで機能を発達させていくこと自体は確かであろうが、だから母親による刺激しか脳の発達に有用ではない、ということにはならないし、ましてや母親以外による三歳児未満保育が脳の発達を阻害するということが証明されるわけではない。「親学」は実証主義的な発達心理学・小児保健学の議論とはかみあわず、したがって今日に至るまで日本学術会議協力学術研究団体の刊行物のような、いわゆる学術

雑誌への「親学」提唱の論文掲載はほぼみられない⁴。にもかかわらずそのような疑似科学が、親が親となった初期の頃に出会い彼らへのソーシャル・サポートの重要な担い手であるはずの、幼児教育・保育職の研修として、徐々に制度化しつつある。

地域で孤立し悩みを抱える親に対するソーシャル・サポートの必要性自体は誰にも否定しようがない中で、家庭教育支援条例の地方自治体への一層の拡大や家庭教育支援法が成立するようになれば、「国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする（家庭教育支援法案十二条）」との規定にもとづき、「親学」研修の制度化が加速される懸念はぬぐえない。幼児教育業界における根強い母性愛称賛文化や、少子化による定員割れの危機への対応として保育所との一元化や長時間保育ニーズへの対応を迫られることに対する幼稚園関係者の不満などが、実証主義的な真贋を超えた「オルタ・ファクト」としての「親学」研修へと、経営者層を中心に幼児教育・保育職従事者を向かわせているのかもしれない。だがそれは、幼児教育・保育職の実証科学に基づく専門職性を、自ら否定する行為に他ならない。

「親学」が不可視化している男性たち

「親学」が制度化されていく影響は、母親が就業継続希望をくじかれたり、罪悪感を抱かざるばかりに留まるものではない。既述したように当初の「親学」の主張には企業への長時間労働の見直し要求も含まれており、近年でも父親の育児に対する無関心自体には否定的である。だが女性の職業継続希望を育児忌避とらえ乳児期の母子の密着を絶対視するため、結局「親学」の提唱する父親の育児へのかかわりはそれらと相補的な行為、すなわち「十歳以降」の子どもに「我慢や社会規範の厳しさを教える」というものに収斂してしまう⁵。高橋史朗は「父親に母性的な保育をやらせるという誤った政策を転換して、父親本来の役割をきちんと果たすことを促す必要があります」（親学会2004：311）と明

言しているが、「親学」では「健康で母乳も豊富な母親を出勤させて、父親に育児休業を取らせるなど本末転倒」「家庭によっては母親の収入が父親よりも多いところも…父親の権威を高めるため、父親が経済的に家族を支えていると教え込むことも大切」（親学会2006：241,252）等の主張が展開されている。子どもに我慢や厳しさを教えるためには父親に権威が必要であり、その権威は母親の経済的従属を通じてこそ子どもに認識されるのだという論理で、「無職男性も低収入男性も安心して子どもを持つ社会」は目指されることなく、母親抜きで子どもを育てるゲイ・ファーザーやシングル・ファーザーの存在は無視され、虚構を用いてでも「男性稼ぎ主」役割観を維持することが主張されるのである。

「親学」は、就労のような経済活動よりも育児やケアが重要だと主張するが、それは女性の就労や米国に代表される「はきちがえた自由主義」の人々による経済活動のことであり、日本人男性の就労にかぎっては社会への貢献や家族のための犠牲として捉え、むしろ子どもにそのような父親の犠牲へ思いをさせさせることが、より良い親子関係構築であると主張する。親学推進協会が近年力を入れているのが子どもから親への感謝の思いをうたう「親守詩」の大会を開催することであり、東日本大震災で福島から埼玉に避難した中学生による詩「遠くの地一人がんばる父恋し」を埼玉県知事賞にするなど、「親子の絆」顕彰の動きをすすめている（高橋2013）のはその一例である。

だが本稿冒頭に述べたような、介護離職した息子が親への複雑な思いをうたって「親守詩」大会に寄せたとき、それはどう評価されるのであろうか。女性のみならず、「親学」が不可視化している男性たちがもっと声をあげること。そのことこそが「親学」の論理の破綻を明らかにし、家庭教育支援法制定などの懐古主義的家族規範引き締めの動きを止める、大きな力になっていくのではないだろうか。■

《注》

- 1 管見の限り、国内刊行書籍で最も早く「親学」という概念を提唱したのは、経営コンサルタントの鈴

- 木丈織が1994年の著書に「親学・育児革命シリーズ」と副題をつけたものであるが、そこで提唱された「親学」は自己啓発・コーチングのノウハウと育児スキルの接合をはかるもので、対称的性役割観などはみられるものの、親学推進協会が提唱する「親学」とは必ずしも同じではない。鈴木は現在もNPO法人アティスカウンセリング協会（同協会HPによれば、2001年に「親学カウンセリング協会」として設立したものを、2003年にNPO法人認証に伴い改称）で「親学カウンセラー」の養成・認定事業をおこなっているが、同協会と親学推進協会、および後述する親学会との人的交流は管見の限り確認できなかった。
- 2 親学推進協会の役員については、『高橋史朗の第三の教育シリーズ1～3』（高橋ほか2007, 2008）および親学推進協会HPで確認した。
 - 3 加えて、不規則な生活リズムやテレビゲームのやり過ぎによる脳機能の乱れが不登校等の要因になっている可能性があるとの脳科学の議論が紹介された上で、そのような子どもの生活リズムの乱れを生じさせているのは母親の就労であるとの論理で、固定的性役割観を肯定する、という言説も「親学」では頻出する（高橋ほか2007）。
 - 4 ただし日本家庭教育学会においては、刊行物『家庭フォーラム』に2008年と2013年に高橋史朗の寄稿がみられる。
 - 5 「親学」においては、諸外国において「就労よりも育児が優先されている」証左として、当該国の育児休業期間の長さに言及されることもしばしばあるが、その休業を男性も取得でき、かつ日本に比べて男性の取得率が高いことには、まったくふれられず、日本において三歳未満保育が拡大していることおよび女性の就業継続が非難される、という論理構造となっている（親学会2006、高橋2007）。

《参考文献》

- アティスカウンセリング協会HP（検索日2018年8月10日）(<http://www.atys.org/nintei.html>) CANPAN FIELDS（検索日2018年8月10日）
 「団体情報 親学会」(<http://fields.canpan.info/organization>

zation/detail/1372621571 最終更新日2010年10月25日)伊藤公雄(2017年)「イデオロギーとしての「家族」と本格的な「家族政策」の不在」本田由紀・伊藤公雄編『国家がなぜ家族に干渉するのか 法案・政策の背後にあるもの』青弓社

日本財団「日本財団図書館 団体一覧」（検索日2018年8月10日）(http://nippon.zaidan.info/dantai/373937/dantai_info.htm 最終更新日2010年11月9日)

2018/5/17

木村涼子（2017年）『家庭教育は誰のもの？—家庭教育支援法はなぜ問題か』岩波ブックレット

中里見博・能川元一・打越さく良・立石直子・笛沼弘志・清末愛砂（2018年）『右派はなぜ家族に介入したがるのか 憲法24条と9条』大月書店

親学会編、高橋史朗監修（2004年）『親学のすすめ—胎児・乳幼児期の心の教育』モラロジー研究所

親学会編、高橋史朗監修（2006年）『続・親学のすすめ—児童・思春期の心の教育』モラロジー研究所

親学推進協会HP（検索日2018年8月10日）(<http://oyagaku.org/>)

高橋史朗・森昭雄・桑原清四郎・有田秀穂・三池輝久（2007年）『高橋史朗の第三の教育シリーズ1 親が育てば子供は育つ—脳科学が後押しする親学のすすめ』MOKU出版、2007年

高橋史朗（2007年）『高橋史朗の第三の教育シリーズ2 これで子供は本当に育つか—過激な性教育とジエンダー・フリーの実態』MOKU出版

高橋史朗・櫻井よしこ・岡野俊昭・山下泰裕・山谷えり子・長谷川三千子・田下昌明・西館好子・上田清司（2008年）『高橋史朗の第三の教育論シリーズ3 親学対談』MOKU出版

高橋史朗（2012年）『家庭教育の再生 今なぜ「親学」「親守詩」か』明成社

高橋史朗（2013年）『日本の精神的伝統に基づく「親学」の推進を—「親守詩」で親子絆を取り戻そう』『祖国と青年』5月号 日本協議会

友野清文（2018年）『改定教育基本法制下における家庭教育の政策動向について—家庭教育支援条例・家庭教育支援法案・「親学」をめぐって—』『学苑』No.929 昭和女子大学近代文化研究所

